

第4条 甲は、乙から提出された計量伝票又は計量証明書及び搬出終了書に基づき、搬出された売払い物品の重量を決定し、この重量に契約単価を乗じて売払代金を算定する。

2 甲は、第2条第3項但し書きによる乙からの申し出の有無に基づき、乙が納入すべき売払代金を決定し、乙に納入通知書を送付する。

(売払代金の支払及び遅延利息)

第5条 乙は、売払代金を甲の発行する納入通知書により、その納期限までに甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の納期限までに売払代金を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(所有権の移転)

第6条 売払い物品の所有権は、乙が売払代金を甲に支払ったときに甲から乙に移転するものとする。

(売払い物品の引渡し)

第7条 売払い物品の乙への引渡しは、乙が支払った売却代金が県の収入となったときに引き渡されたものとみなす。

2 乙は、甲の指示により、ただちに受領書を甲に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、売払い物品に乙の権利に損害を及ぼす又はそのおそれのある種類・品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合があっても、その責を負わないものとする。

(危険負担等)

第9条 乙は、本契約締結のときから売払い物品の引渡しの日までにおいて、当該売払い物品が甲の責に帰することのできない事由により、滅失又はき損した場合には、甲に対して売払代金の全部又は一部の支払を拒絶することができ、本契約の全部を解除できるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が引取期限までに売払い物品を引き取らないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。
- (3) 乙が解除を申し出たとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に使用していると認められるとき。

(6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（返還及び原状回復）

第11条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売払い物品を原状に回復して返還するものとする。ただし、甲が原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において売払い物品が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払うものとする。

（返還金及び利息）

第12条 甲は、前条の規定により売払い物品が返還されたときは、収納済の売払代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 乙は、第8条の規定により甲が解除権を行使したときは、乙が売払い物品に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第15条 乙は、本契約に要する費用を負担しなければならない。

（疑義の決定）

第16条 本契約について疑義等が生じたとき、又は本契約に定めのない事項で約定する必要があるときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（管轄裁判所）

第17条 本契約について紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番地16号

氏 名 福島県

福島県県北建設事務所長 吉田 伸明 印

乙 住 所

氏 名 印

別紙

工事発生品仕様書

区分	種類	品目	規格	数量	単位
A	鋼材	伊達橋撤去部材 最大延長7.25m	SS41、SM50 他	446.75	t (トン)
B	鋼材	伊達橋撤去部材 伸縮部材、 ガードパイプ、支承 他	ガードパイプ (L=2m)他	55.66	t (トン)
			数量合計	502.41	t (トン)

※仕様書記載内容は、国から引き渡された発生品引渡通知内容に基づく。